

芝地域 みんなのまちづくりについて Vol.1

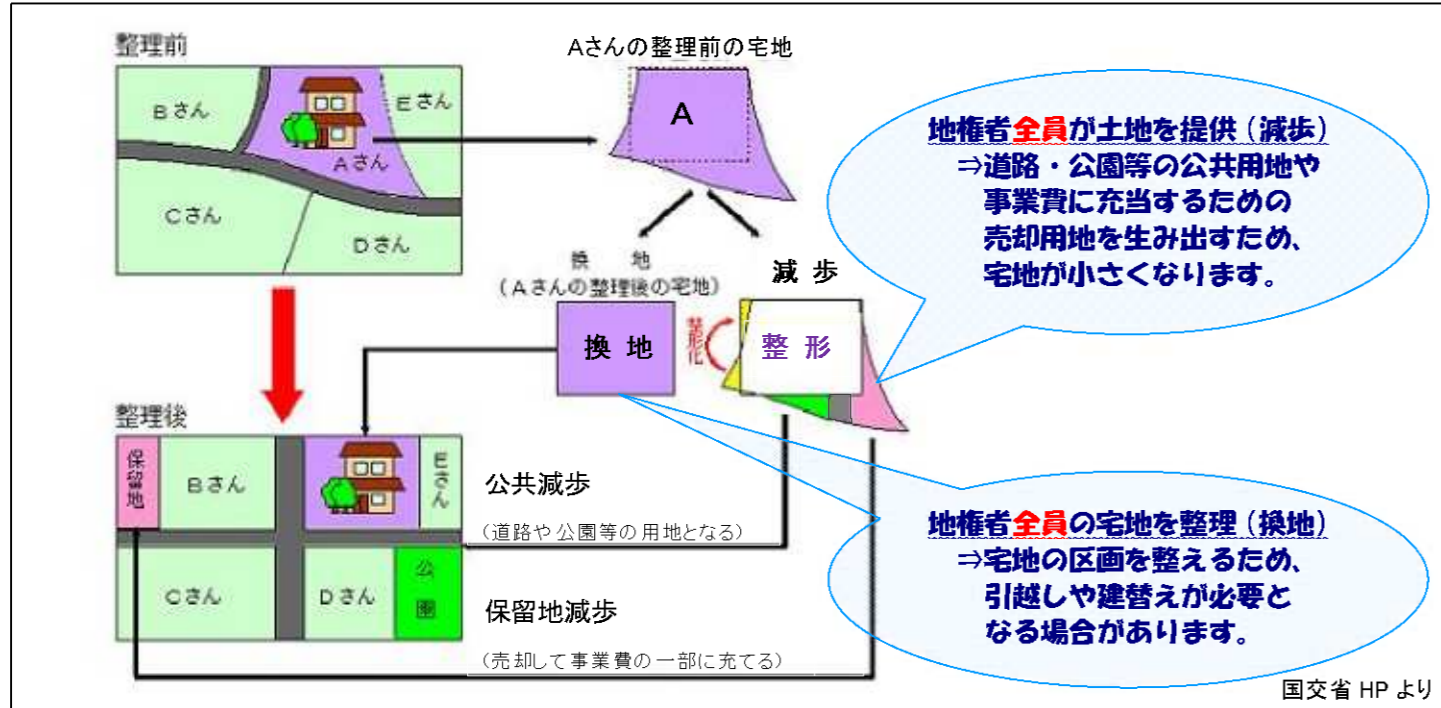
平成21年8月

川口市 都市整備部 都市整備管理課 区画整理課

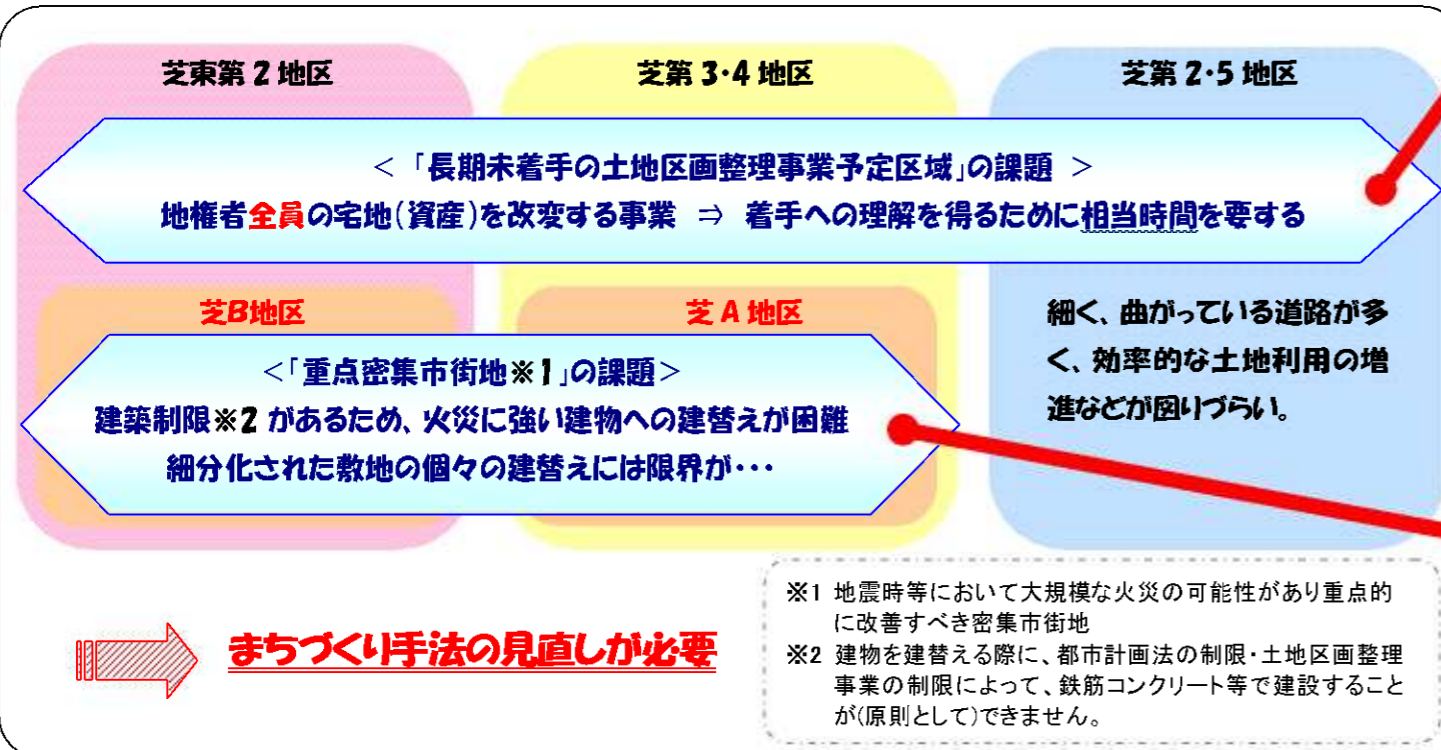
皆さんがお住まいになっている3つの地区（芝東第2地区、芝第3・4地区、芝第2・5地区）は、土地区画整理事業予定区域となっていますが、様々な要因が絡み合い、なかなか具体的なまちづくりが進んでいないのが実状です。

そこで、現時点での課題を再確認し、よりよいまちづくりを一緒に考えていきたいと思います。

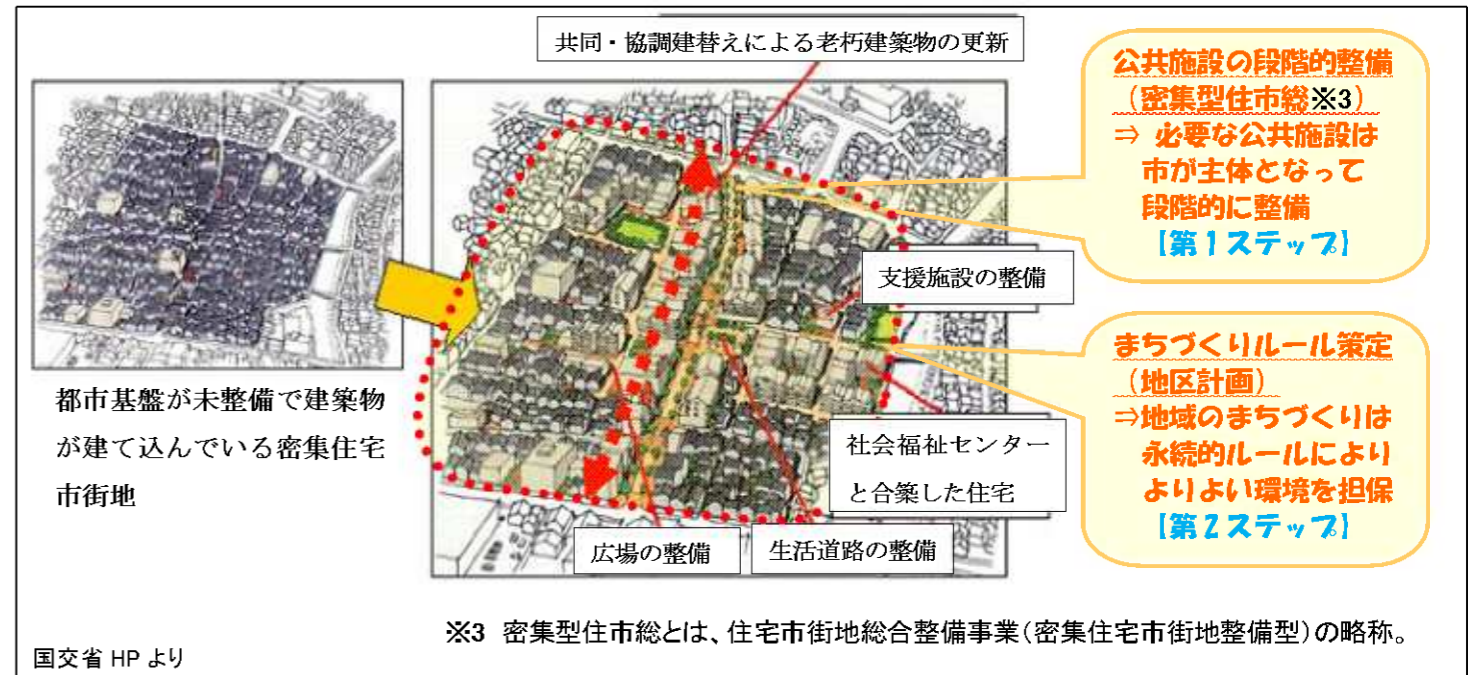
◆そもそも…「土地区画整理事業」とは？ ⇒ 法律に基づく地権者全員の宅地を対象とした事業です。



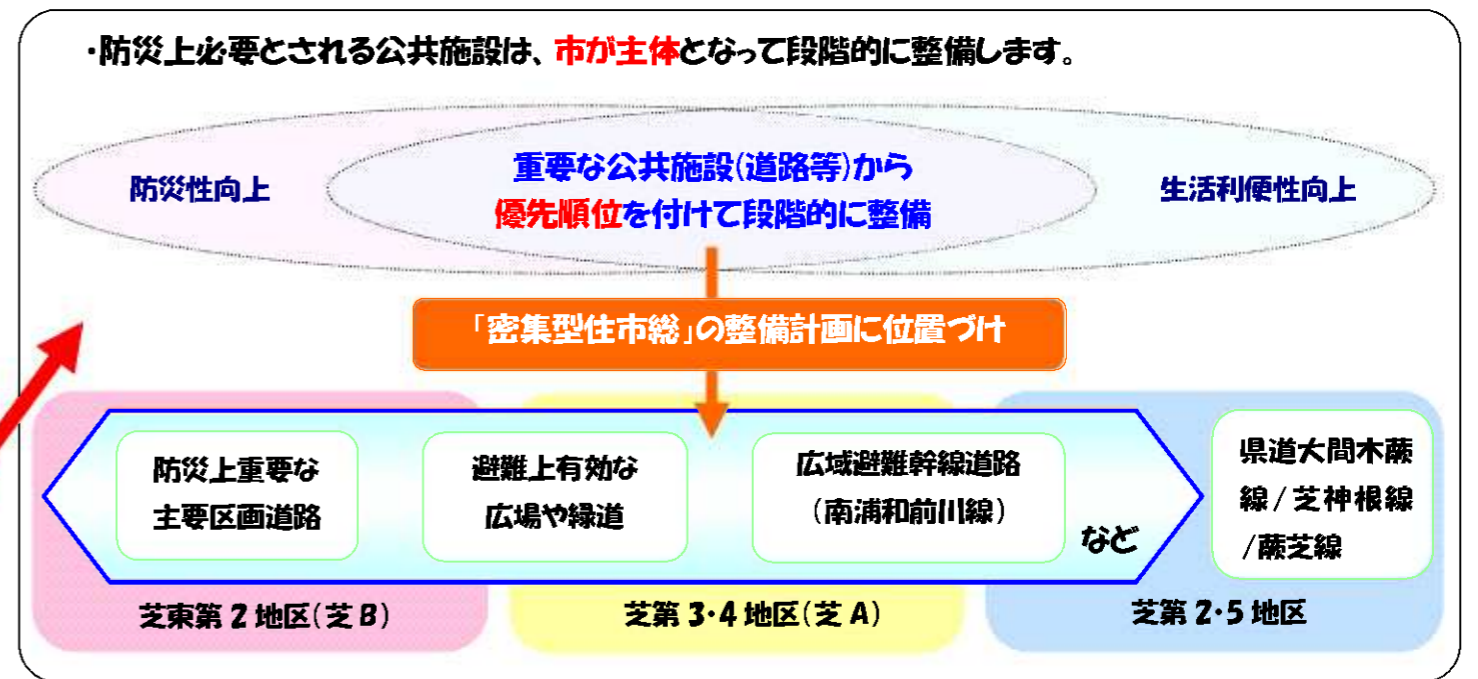
◆現状の主な課題 ⇒ 2つの大きな課題に対して、新しいまちづくり手法での解決を図ります。



◆新しいまちづくり手法 ⇒ 「段階的整備」と「まちづくりルール」を組み合わせ、修復型で取り組みます。



◆公共施設の段階的整備 ⇒ 「密集型住市総」を導入します。【第1ステップ】



◆まちづくりルールの策定 ⇒ 「地区計画」を導入します。【第2ステップ】

